平成２４年（フ）第２１９号
大阪府柏原市玉手町４番22号
破産者　片山　陽子（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
堺市堺区市之町西１丁２番６号　バローレ市之町406号、前住所堺市南区三原台２丁１番１―501号
破産者　小田　眞吾
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
神戸市北区鈴蘭台南町７丁目13番８号、従前の住所神戸市北区山田町小部字一ツ鍬山10番地の33
破産者　西海　弘二
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１７号
神戸市北区花山東町１番９―101号
破産者　鵜飼　文作
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
兵庫県川西市清和台西５丁目２番地の114
破産者　新谷　長一
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２０号
兵庫県川西市南花屋敷２丁目８番14号
破産者　宮脇　保浩
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４４０号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５－２　エスティオ２番館1206号
破産者　ＨＤＩこと　堀川　治人
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番６―402号、開始決定時の住所兵庫県西宮市上田東町９番６号
破産者　安藤　尊英
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４２号
兵庫県宝塚市小浜３丁目12番７号　ジョンメゾン205号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市美座２丁目19番10―208号
破産者　丸富成宇こと　諸　　成宇
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７７号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目85番地の９
破産者　うずまきこと　佐久間　章
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３６号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目32番20―405号、前住所兵庫県尼崎市瓦宮２丁目35番２号
破産者　粉もの本舗おいでやこと　澤井真一郎
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８１号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目５番20―206号、前住所兵庫県尼崎市長洲東通２丁目９番18―412号
破産者　淀川　英樹
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８８号
兵庫県姫路市飯田２丁目149番地
破産者　庵奥健一郎
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４６号
奈良県生駒市東生駒４丁目500番地63
破産者　春田　英雄
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８号
奈良県大和郡山市長安寺町361番地
破産者　浅田生花店こと　浅田　忠史
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３０号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町427番地１
破産者　堀江　三紀
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１７号
福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉718番地６
破産者　大森　一広
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２１号
北九州市八幡西区八千代町13番11―301号
破産者　迫山　雄児
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５４号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所250番地14
破産者　副島　克己
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係